

重要事項説明書

ショートステイ
長 等 の 里

社会福祉法人 幸寿会

指定(介護予防)短期入所生活介護（ショートステイ） 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大津市指定 第2570100327号)

当事業所はご利用者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護(要支援)認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護(要支援)認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	2
3. 職員の配置状況.....	3
4. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	5
5. 事故発生の防止および発生時の対応と連絡について.....	11
6. 身体的拘束等.....	11
7. 介護計画に関する事項.....	11
8. 個人情報の保護について.....	11
9. ご利用にあたっての留意事項.....	11
10. 緊急時等の対応について.....	12
11. 非常災害対策.....	12
12. 苦情の受付について.....	12
13. その他運営に関する重要事項.....	12
14. サービスの第三者評価の実施状況について.....	13

(令和6年9月1日改正)

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 幸寿会 |
| (2) 法人所在地 | 滋賀県大津市月輪一丁目12番8号 |
| (3) 電話番号 | 077-545-0434 |

- (4) 代表者氏名 理事長 坂口 昇
(5) 設立年月 平成 10 年 9 月 16 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所 平成 12 年 4 月 1 日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成 18 年 4 月 1 日指定
大津市指定 第 2570100327 号

※ 当事業所は特別養護老人ホーム長等の里に併設されています。

- (2) 事業所の目的 要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、事業所の生活相談員又は、看護職員、介護職員等の従事者が、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、適正な指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 長等の里 短期入所生活介護事業所

- (4) 事業所の所在地 滋賀県大津市神出開町 260 番地 9

- (5) 電話番号 077-510-0017

- (6) 管理者 氏名 大下 博也

- (7) 当事業所の運営方針

- ① 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、要介護状態のご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、要介護状態の軽減および悪化の防止を図る等必要な援助を行います。

指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、要支援状態のご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとしてします。

- ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護（介護予防）支援事業者、地域包括支援センター、その他、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携により、当事業の提供の開始前から終了後に至るまで、ご利用者が継続的に保健・医療・福祉サービスを利用できるよう援助を行います。

- ③ 上記の他「大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 22 日大津市条例第 15 号）」「大

津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 22 日大津市条例第 16 号）の第 9 章の規程を遵守します。

(8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 8:30～17:30

(10) 利用定員 10 人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。また、個室についてはご利用料金が異なります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室	2 室	
4 人部屋	2 室	
合計	4 室	
食堂	2 室	
機能訓練室	1 室	
浴室	5 室	一般浴槽浴室
医務室	1 室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定(介護予防)短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

※ 特別養護老人ホームと併設であるため、居室を含め、いずれの部屋も共用です。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。ただし、個室については、ご利用料金が異なります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

但し、併設の特別養護老人ホーム60名と合わせた職員数です。

職 種	指定基準	職務内容
1. 施設長（管理者）	1名 （兼務可）	職員を指揮監督し、業務の実施状況の把握と事業の管理を一元的に行うものとします。
2. 介護職員	5名以上	ご利用者個々の心身の状態に応じ、可能な限りその自立の支援を念頭に、充実した生活がおくれるよう、日常生活上の介護及び相談・援助を行うものとします。
3. 生活相談員	1名以上	ご利用者又はその家族、居宅介護支援専門員からの相談に対する対応及び必要な援助・指導等を行い、サービス上の連絡調整に従事するものとします。
4. 看護職員	1名以上	入居者の診療の補助及び看護、健康管理、医師の指示に基づく医療処置を行います。
5. 機能訓練指導員	1名 （兼務可）	ご利用者個々の心身の状況を踏まえ、日常生活を営むうえでの必要な機能の改善又は維持及び減退防止のための機能訓練を行うものとします。

6. 医師	1名（嘱託）	ご利用者の健康状態を把握し、診療、健康管理、保健衛生指導を行います。
7. 管理栄養士	1名	栄養・健康状態・嗜好を考慮した献立の作成、栄養管理・指導を行います

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番0： 6：30～15：30 1名 早番1： 7：00～16：00 3名 早番2： 7：45～16：45 1名 日勤： 8：30～17：30 3名 遅番3： 10：30～19：30 1名 遅番2： 11：30～20：30 4名 遅番5： 13：00～22：00 1名 夜間3： 17：00～10：00 1名 夜間1： 22：00～ 7：00 1名
2. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 7：30～16：30 1名 遅番： 10：00～19：00 1名 日勤： 8：30～17：30 1名 （日勤は、配置しない場合がある）
3. 医師	毎週月曜日 14：00～15：00 1名 毎週木曜日 13：00～15：00 1名

☆ 土曜日・日曜日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き利用料金の大部分が（介護保険負担割合証に記載の負担割合が「1割」の方は9割が、「2割」の方は8割、「3割」の方は7割）介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（但し、食費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：45～8：30 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも一般浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練担当職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表（介護保険負担割合証に記載の負担割合が、「1割」の場合）によって、ご利用者の要介護認定（要支援状態）区分に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と滞在費、食費をお支払い下さい。

介護保険負担割合証に記載の負担割合が、「2割」の場合には、介護保険から給付される金額は8割となり、「サービス利用に係る自己負担額」の欄や、それぞれの加算の欄の金額が、およそ2倍のご負担をいただくこととなります。

介護保険負担割合証に記載の負担割合が、「3割」の場合には、介護保険から給付される金額は7割となり、「サービス利用に係る自己負担額」の欄や、それぞれの加算の欄の金額

が、およそ3倍のご負担をいただくことになります。

(サービスの利用料金は、個室のご利用か多床室のご利用かの違いとご利用者の要介護認定(要支援状態)区分に応じて異なります。)

ア) 多床室の場合

単位：円

1. ご利用者の要介護認定 (要支援状態)区分と サービス利用料金	要支援 1 4,758	要支援 2 5,918	要介護 1 6,361	要介護 2 7,089	要介護 3 7,859	要介護 4 8,598	要介護 5 9,326
2. うち、介護保険から 給付される金額(9割)	4,282	5,326	5,724	6,380	7,073	7,738	8,393
3. サービス利用に係る 自己負担額(1割負担)	476	592	637	709	786	860	933
4. 居室に係る自己負担 額	1,000						
5. 食事に係る自己負担額	1,600						
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	3,076	3,192	3,237	3,309	3,506	3,460	3,533

イ) 個室の場合

単位：円

1. ご利用者の要介護認定 (要支援状態)区分と サービス利用料金	要支援 1 4,758	要支援 2 5,918	要介護 1 6,361	要介護 2 7,089	要介護 3 7,859	要介護 4 8,598	要介護 5 9,326
2. うち、介護保険から 給付される金額(9割)	4,282	5,326	5,724	6,380	7,073	7,738	8,393
3. サービス利用に係る 自己負担額(1割負担)	476	592	637	709	786	860	933
4. 居室に係る自己負担額	1,500						
5. 食事に係る自己負担額	1,600						
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	3,576	3,692	3,737	3,809	3,886	3,960	4,033

その他に、以下のような加算があります。

(あ) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)(=予防給付にはない) 1日あたり14円

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合

(い) 看護体制加算 (I) (=予防給付にはない) 1日あたり5円

常勤の看護師を1名以上配置している場合

(う) 看護体制加算 (II) (=予防給付にはない) 1日あたり9円

看護職員を常勤換算方法で入所者数が25人に付き1名、更にその端数を増すごとに1名以上配置している場合で、かつ当該事業所の看護職員により、又は、病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している場合

(え) サービス提供体制強化加算 (I) 1日あたり24円

介護福祉士が80%以上配置されている場合

(お) サービス提供体制強化加算 (II) 1日あたり19円

介護福祉士が60%以上配置されている場合

(か) サービス提供体制強化加算 (III) 1日あたり7円

常勤職員が75%以上配置されている場合

※サービス提供体制強化加算については、(I)～(III)の加算のうち、いずれか1つのみ算定

(き) 送迎加算 1回あたり194円

ご利用者の自宅から当該施設まで、当該職員が送迎した場合(片道につき)

なお、送迎サービスの通常の実施区域は天津市です。

(く) 生産性向上推進体制加算 (I) 1日あたり106円

(II)の要件満たし(II)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている場合
また見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合

職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)を行っている場合

1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行っている場合

(け) 生産性向上推進体制加算 (II) 1日あたり11円

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合

見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合

1年以内ごとに1回業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行っている場合

※生産性向上推進体制加算については(I)(II)の加算のうち、いずれか1つのみ算定

(こ) 療養食加算 1回あたり9円

医師より発行された食事箋に基づき、療養食を提供した場合、一日3食を限度として1食を1回として加算

(さ) 若年性認知症利用者受入加算 1日あたり127円

若年性認知症患者を受入れた場合(1日につき)

(し) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日あたり211円

認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した場合（入所日から7日間）

(す) 緊急短期入所受入加算 1日あたり 95円

利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、7日を限度として（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日を限度として）

(せ) 在宅中重度者受入加算1 看護体制加算（Ⅰ）のみ算定有り 1日あたり444円

(そ) 在宅中重度者受入加算2 看護体制加算（Ⅱ）のみ算定有り 1日あたり440円

(た) 在宅中重度者受入加算3 看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）算定有り 1日あたり436円

(ち) 在宅中重度者受入加算4 看護体制加算算定無し 1日あたり448円

訪問看護サービスを利用している在宅の中重度者が、事業所においても、なじみの訪問看護師からサービス提供が受けられる体制を確保した場合

(つ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）自己負担額： 利用単位総数に14.0%を乗じた額

厚生労働大臣が定める項目の基準に適合している介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から算定される加算

(て) 長期利用者提供減算 1日あたり 32円の減額

☆ サービス利用料金には、要支援の方の場合は、（え）、（つ）、が増額されます。要介護の方の場合は、（あ）、（い）、（う）、（え）、（つ）が増額されます。今後、これらの加算は、職員の体制等により変更する場合があります。

☆ 送迎をご利用になる場合は、（き）のご負担となります。

☆ 連続して30日を超えてのご利用は、（て）の減額となります。

☆ 糖尿病食等、厚生労働省が定める療養食を提供した場合に、療養食加算として、（こ）をお支払いいただくことがあります。

☆ ご利用者がまだ要介護（要支援）認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額

をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除

く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅介護（介護予防）サービス

計画が作成されていない場合、被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞

納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）がある場合も償還払いとな

ります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事

項を

記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆ 居室と食事に係る負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。ただし、認定証を提示していただく必要があります。

ア) 多床室の場合

利用者負担区分	居住費	食費
第1段階	0円	300円
第2段階	430円	600円
第3段階①	430円	1,000円
第3段階②	430円	1,300円
第4段階	1000円	1,600円

イ) 個室の場合

利用者負担区分	居住費	食費
第1段階	380円	300円
第2段階	480円	600円
第3段階①	880円	1,000円
第3段階②	880円	1,300円
第4段階	1,500円	1,600円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 居室にかかる自己負担金（滞在費）および食事にかかる自己負担金（食費）

— 日額では、すでに(1)に掲載しています —

滞在費は、入所日・退所日を含めた利用日数分がご利用者の負担となります。

食費は、食事ごとには次の額が、ご利用者に提供する食事にかかる自己負担です。

料金：朝 400円 昼 650円 夕 550円

- ・特別な食事（行事食など）

料金：要した費用の実費

☆ 居室と食事に係る負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。ただし、認定証を提示していただく必要があります。

② 理髪・美容

[理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり要した費用の実費

③ レクリエーション・クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーション・クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

日用雑貨費

健康管理費

教養娯楽費

衛生維持費

おやつ代

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤ 通院医療費一部負担金

ご利用者が、当施設の配置医師を含めて、医療機関にかかられた場合や院外処方箋で調剤薬局にかかられた場合にかかる医療費の一部負担金を、当施設で立替え払いした後に、利用料と共に請求させていただく場合があります。

⑥ 複写物の交付と文書等の発行にかかわる費用

利用者の希望により、サービス記録等の複写物を交付した場合 1枚 10円

利用者の希望される特別な文書の発行、領収書再発行等をした場合 1通300円

⑦ 居室で個人用に使用されるため、当施設のテレビを貸し出した場合 1日 50円

⑧ ⑦で貸し出したテレビを使用される場合と、テレビ、小型冷蔵庫、パソコン等の家庭電化製品をお持込みにより、当施設のコンセントから電気を使用される場合

1品目につき1日 50円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更するこ

とがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用については、ご利用月の翌月 10 日頃に利用料請求書をお送りします。

ご利用料は、下記の銀行より毎月 20 日に口座振替させていただきます。

・ゆうちょ銀行 ・滋賀銀行 ・関西みらい銀行

なお、滋賀銀行、関西みらい銀行の口座の方は、残高不足等で振り替えできなかった場合、手数料 100 円をご負担いただきます。

お支払い方法に不都合がある方は、ご相談下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、(介護予防)短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には事前に事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。
- ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 事故発生の防止および発生時の対応と連絡について

事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合には、すみやかに対処し、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底します。

事故が発生した場合は、すみやかにご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、ご利用者の状態に応じて、すみやかに救急車による医療機関への搬送を行う等、必要な措置を講じます。

事業者の責に帰すべき事由によりご利用者に生じた損害について、賠償する責任を負います。ただし、ご利用者に故意または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。また、事業者の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

6. 身体的拘束等

ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は、行いません。

ご利用者に対し緊急やむを得ず、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する場合は、ご利用者およびそのご家族に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。この場合、書面をもって説明し、経過を記録します。

7. 介護計画に関する事項

利用期間が概ね4日以上の場合、それぞれのご利用者に応じて短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成し、ご利用者又はその家族に対し、その内容等について説明します。なお、短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）の作成にあたって、すでに居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

8. 個人情報の保護について

職員は、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく漏らしません。ただし、居宅介護支援事業者等に対して、ご利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書によりご利用者の同意を得ます。

9. ご利用にあたっての留意事項

ご利用にあたっては、以下のことに留意して下さい。

- ① ご利用者は、サービスの利用に当たっては、医師の診断による指導や、日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を当事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけること。
- ② ご利用者の希望や家族の介護状況の変化により、利用予定日の変更があった時は、直ちに担当者へ連絡し、その調整をはかるものとします。

10. 緊急時等の対応について

ご利用者の心身状態の急変で、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、又は当事業所の協力医療機関に連絡する等の措置を行います。

11. 非常災害対策

当事業所は、非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者、又は火気・消防等についての責任を定め、年2回定期的（内1回は夜間想定）に避難、救出その他必要な訓練を行っています。

非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設（事業所）と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めています。

12. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 氏名： 南橋 進

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

○ 苦情解決責任者

職名：管理者（特別養護老人ホーム 長等の里 施設長兼務） 氏名： 大下 博也

○ 第三者委員

別紙のとおり、第三者委員が直接、受け付けることもできます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大津市役所 介護保険課	所在地 大津市御陵町3-1 電話番号 077(528)2753
滋賀県国民健康 保険団体連合会	所在地 大津市中央四丁目5番9号 電話番号 077(510)6605
滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会)	所在地 草津市笠山7-8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内 電話番号 077(567)4107

13. その他運営に関する重要事項

- (1) 当事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備する。
- (2) ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、当事業所に勤務する職員に対し、研修の機会を確保しなければならない。
- (3) 当事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者、従業員は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であってはならず、加えて当事業所の運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

この重要事項説明書は、大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月22日大津市条例第15号)その他関連法令等に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

14. サービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	実施していない
-------	---------

令和 年 月 日

指定(介護予防)短期入所生活介護サービスについて、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

